

## 令和7年 農地の賃借料

令和7年1月から12月までに農地法、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律により賃借権設定した農地の賃借料は次の通りです。

この金額は賃借料を決める際の目安として示すものであり、決定に至っては当事者双方で話し合いのうえ決定してください。

### 1 田（水稻）の部 （金額は年額／10アール当たり）

地域名	平均値(円)	最高額(円)	最低額(円)	農地数(筆)	備 考
中央	8,600	10,100	3,000	52	
五十市	8,100	10,200	6,200	39	施設園芸作物 最高額 45,000円
祝 吉	9,900	10,000	8,100	70	
沖 水	15,500	25,000	5,000	420	
志和池	9,400	15,000	3,600	110	
庄 内	9,100	14,000	4,500	73	施設園芸作物 最高額 49,800円
西 岳	8,700	16,100	2,800	11	
梅 北	6,700	9,800	4,500	7	
安 久	6,900	10,000	4,000	89	施設園芸作物 最高額 111,400円
山之口	9,800	15,400	5,000	72	
高 城	11,300	26,200	2,600	96	施設園芸作物 最高額 38,000円
山 田	7,100	18,000	3,500	68	
高 崎	9,800	15,000	1,700	156	
都城市	11,200	26,200	1,700	1,263	

### 2 普通畑の部 （金額は年額／10アール当たり）

地域名	平均値(円)	最高額(円)	最低額(円)	農地数(筆)	備 考
中央	10,300	20,000	7,000	46	
五十市	9,800	18,000	3,300	146	
祝 吉	10,000	10,000	10,000	2	
沖 水	8,800	15,000	5,000	28	
志和池	10,000	18,000	3,600	262	
庄 内	12,300	26,700	5,800	107	
西 岳	3,700	14,600	1,300	25	
梅 北	10,200	19,800	4,100	221	
安 久	7,200	13,000	3,500	71	
山之口	9,500	10,100	7,000	75	
高 城	8,600	11,600	1,700	231	
山 田	9,700	19,700	3,600	286	
高 崎	8,700	11,800	1,400	64	
都城市	9,600	26,700	1,300	1,564	

※1 農地数は、集計に用いた申請筆数です。

※2 金額は、算出結果を100円単位に四捨五入しています。

※3 無償での貸借及び現物支給は除いています。